

令和８・９・１０年度石巻市建設工事競争入札参加資格審査申請要領 (本登録)

1 登録有効期間

令和８年４月１日 から 令和１１年３月３１日 までの３年間

2 申請者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の４第１項（令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定による建設業の許可を受けていること。
- (3) 令和８年４月１日時点において、建設業許可取得後１年以上の営業経験を有していること。
- (4) 課税対象者については、申請日までに納期限が到来した法人税、所得税、消費税、事業税など、各国、県、市区町村税を完納しており、最新年度分の納税証明書の提出が可能であること。
なお、本社以外の支店、営業所等に委任して申請する場合は、その委任先がこれらの資格を満たし、委任先の納税証明書の提出が可能なこと。
- (5) 石巻市と契約する営業所については、本社（本店）を含めてどこか１つの営業所での登録に限る（複数の営業所等の登録不可）。よって、登録を希望する営業所は、登録希望業種に応じ、国土交通大臣又は都道府県知事の登録を受けていること。
- (6) 建設業法第２７条の２３の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていること。
※国土交通大臣又は都道府県知事に「総合評定値（P）」を請求し、その通知を受けているものに限る。
- (7) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）に加入義務がある者については、社会保険等に加入していること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員が、その役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与しており、適正な競争を妨げるおそれがあると認められるものでないこと。

※ 国税の納税証明書は、会社や自宅からオンライン請求することができます。

詳しくは、国税庁ホームページを御覧ください。

（国税庁）納税証明書の交付請求手続

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

3 申請書受付期間

令和８年１月６日（火） から 令和８年２月６日（金）まで

※令和８年２月６日（金）１７時まで 石巻市総務部管財課 必着のこと。

※発送日にかかわらず、受付期間最終日の１７時を過ぎて石巻市総務部管財課に到着したものは受付しません。また、到着に関するトラブルには対応できません。

4 申請方法

- (1) 郵送又は窓口持参により提出すること。

郵送の場合

「一般書留」「簡易書留」「特定記録」「宅配便」など、到着日時が確認できる方法としてください。

※令和8年2月6日（金）17時以降に到着した申請書は郵便事情等いかなる理由であっても受付いたしません。

【送付先】 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号
石巻市総務部管財課契約係 宛

窓口持参の場合

受付場所：石巻市役所 本庁舎4階 総務部管財課 契約係

※各総合支所等への提出は不可

受付時間：午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで

※ただし、土曜・日曜・祝日は受付できません。

窓口提出の場合は、必ず「受領書（様式7）」を作成の上、提出すること。

なお、本市が示す受領書の内容を満たしていれば任意様式で作成した受領書でも可とする。

※複数の業種を同時に申請する場合には、受領書に申請する業種を全て選択の上、提出すること（受領書の作成は業種ごとではなく、申請者ごとに作成する。）。

※行政書士等が複数業者分を一括して代理申請する場合には、業者ごとに受領書を作成の上、提出すること。

《受領書の交付について》

窓口提出の場合に限り、受領書（様式7）を交付します。

※郵送の場合における受領書の発行及び申請書受理に係る問い合わせ（申請者作成の受領書等の返送も含む）には対応しませんので、申請書が当市に配達されたか確認する場合は、各申請書類等の送付を依頼した会社のホームページ等での確認、又は送付を依頼した会社へお問い合わせください。

5 申請時の共通事項（郵送・窓口持参）

※封筒に、「入札参加資格申請書類（工事） 在中」と、**朱書き**してください。

※本申請要領記載の提出書類及び添付書類以外のもの（会社パンフレット等）は、同封しないでください。

6 申請書の提出部数

1部とします。

7 競争入札参加資格審査結果の交付

資格審査の結果は、3月中旬に競争入札参加資格承認書により交付する予定です。

8 提出書類等（詳細は、4ページから7ページまでに記載）

- (1) 謄本及び各種証明書類（写しを含む。）は、**全て申請日から遡って3か月以内**に発行されたものに限りま。
- (2) 申請書等の記載に当たっては、8ページ以降の「**令和8・9・10年度石巻市建設工事競争入札参加資格審査申請書類作成に係る注意事項**」を御覧ください。
- (3) 押印は**朱肉を使用したもの**とし、浸透印（シャチハタ等）は使用しないでください。
- (4) 例年、書類の提出漏れが多く見受けられます。申請書類作成の際は、本要領をよくお読みいただき、提出書類チェック表により、再度確認いただいた上で、お送りください。

9 注意事項

この申請は、競争入札に参加する資格を得るためのものであり、競争入札参加資格承認書を交付されても、指名競争入札等において必ず指名されるわけではありませんので、御承知願います。

10 有資格業者名簿の公表

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条の規定を準用し名簿を公表します。

また、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書等は、石巻市情報公開条例（平成17年石巻市条例第14号）の規定に基づく請求があった場合には、公開することがあります。申請書等に記載された個人に関する情報は石巻市の入札契約事務のために収集するものです。個人に関する情報を記載する書類の提出に当たっては、使用目的を本人に伝え、その承諾を得てから申請をしてください。

11 営業内容等の確認について

新規に登録申請される方等、営業内容を確認する必要があると認められる場合は、前記8の提出書類等のほかに、営業内容の状況や事業概要等を記載した書類の提出を求める場合があります。

12 その他

不明な点がありましたら、次の連絡先にお問い合わせください。

石巻市総務部管財課契約係 電話 0225-23-6611・6612（直通）

No.	提出書類		説明等
1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式1-1）		※申請日については、 令和8年1月6日以降の申請書を提出する日付を記載すること。
	競争参加資格希望工種表（様式1-2）		
	営業所情報一覧表（建設工事）（様式1-3）		・ <u>契約行為等を本社以外の支店、営業所等に委任して申請する場合のみ記載すること。（本社登録の場合は提出不要。）</u>
2	法人	登記事項証明書（商業登記簿謄本等）又はこれの写し	・法務局発行
	個人	身分（身元）証明書又はこれの写し	・申請者の本籍地の市区町村発行
3	法人	印鑑証明書又はこれの写し（実印）	・法務局発行
	個人	印鑑登録証明書又はこれの写し（実印）	・市区町村発行
4	石巻市競争入札参加資格審査申請委任状 ※ 行政書士等が代理申請する場合のみ		・市指定様式 ・行政書士等が代理申請する場合に提出すること。 ・本委任状については、 <u>本要領公表後（本公告日以後）</u> に発行されたものを提出すること。
5	使用印鑑届（様式2） ※ 本社登録の場合のみ		・市指定様式 ・本社登録の場合に提出すること。 ・使用印は、原則として、役職名、氏名等が表示されたものに限る。ただし、法務局に提出した印は、この限りでない。
6	委任状（様式3） ※ 支店等（本社以外）登録の場合のみ		・市指定様式 ・ <u>契約行為等を本社以外の支店、営業所等に委任して申請する場合のみ提出すること。（本社登録の場合は不要。）</u> ・受任者の使用印は、原則として、役職名、氏名等が表示されたものに限る。ただし、法務局に提出した印は、この限りでない。
7	建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し（※）		・登録希望業種について、 <u>令和8年4月1日時点</u> で許可が有効であるもの。
8	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（※）		・ <u>令和8年4月1日時点</u> で有効であり、登録希望業種について、「総合評定値（P）」が記載されているものに限る。 ・「その他の審査項目（社会性等）」の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の 3項目全てが「有」又は「除外」となっていること。 ※ 上記3項目のいずれかが「無」の場合 →審査基準日から申請日までの間に社会保険等に加入又は適用除外となった場合は、加入等状況を確認できる書類の写しを提出すること。

※ **建設業許可通知書・建設業許可証明書 及び 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（以下「証明書等」という。）の提出について**

令和 8 年 4 月 1 日時点で証明書等の有効期間が切れる者であって、入札参加資格登録申請時点で証明書等の更新申請中である者については、更新申請書の写し又は申請先機関の受理票写しを提出してください。

また、更新後は最新の証明書等を速やかに提出してください。

No.	提出書類	説明等						
9	建設業許可申請書（最新のもの）のうち、以下の書類の写し ①様式第 1 号（建設業許可申請書） ②様式第 1 号別紙二（1）（2）（営業所一覧表が記載されているもの） ③様式第 1 1 号（建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表） ④様式第 2 2 号の 2（変更届出書）	①から③までについては、<u>契約行為等を本社以外の支店、営業所等に委任して申請する場合のみ提出すること。</u> ④については、最新の建設業許可申請以後、以下の事項に変更があった場合のみ提出すること。 - ア 営業所の新設（今回受任機関として申請する営業所についてのみ） - イ 営業所の業種の追加・廃止（今回受任機関として申請する営業所についてのみ） - ウ 代表者 - エ 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）第 3 条の使用人（今回受任機関として申請する営業所についてのみ） ※ 契約行為等を本社以外の支店、営業所等に委任して申し込む場合は、委任先が建設業許可を受けている必要があるので注意すること。						
10	納税証明書（個人については非課税証明書も可）又はこれの写し 以下の全てに係る証明書を提出すること。 ①国税 ②都道府県税（法人又は個人事業税） ③市区町村税 ※ <u>契約行為等を本社以外の支店、営業所等に委任して申請する場合は、右記の留意事項を必ずお読みください。</u> ※ <u>災害の影響等により国税等の徴収猶予を受けた方は、「徴収猶予許可通知書」を提出することによって、納税証明書等に代わり、納税要件を満たすものとします。</u>	<table><tr><td>① 国税</td><td> 法人：「納税証明書その 3 の 3」 個人：「納税証明書その 3 の 2」 法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税について未納がないことが確認できる税務署長発行の証明書 </td></tr><tr><td>② 都道府県税</td><td> 「都道府県指定様式」 申請日までに納期限が到来した法人事業税（個人の場合は個人事業税）に係る徴収金について未納がないことが確認できる都道府県税事務所長発行の証明書 </td></tr><tr><td>③ 市区町村税</td><td> 「市区町村指定様式」 申請日時点において取得できる最新年度分の法人市区町村民税（個人の場合は市区町村民税及び国民健康保険税）及び固定資産税（固定資産税の該当しない場合は不要）に係る市区町村長発行の証明書 ※ <u>最新年度分の証明書に未納額が記載されている場合でも、未納額の全額が納期限未到来税額であることが確認できる場合（未納額と納期限未到来額が同額である場合等）は当該証明書を可とします。</u> ※ 「滞納（未納）がないことの証明書」が発行できる自治体（石巻市含む）は、当該証明書でも可とする。 ※ 契約行為等を本社以外の支店、営業所等に委任して申請する場合は、<u>委任先の所在地の都道府県税及市区町村税の証明書を提出すること。</u> 例 本社が東京にあり、仙台支店に委任する場合 国税：東京都所轄税務署、県税：宮城県、市税：仙台市 </td></tr></table> ※ 留意事項	① 国税	法人：「納税証明書その 3 の 3」 個人：「納税証明書その 3 の 2」 法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税について未納がないことが確認できる税務署長発行の証明書	② 都道府県税	「都道府県指定様式」 申請日までに納期限が到来した法人事業税（個人の場合は個人事業税）に係る徴収金について未納がないことが確認できる都道府県税事務所長発行の証明書	③ 市区町村税	「市区町村指定様式」 申請日時点において取得できる最新年度分の法人市区町村民税（個人の場合は市区町村民税及び国民健康保険税）及び固定資産税（固定資産税の該当しない場合は不要）に係る市区町村長発行の証明書 ※ <u>最新年度分の証明書に未納額が記載されている場合でも、未納額の全額が納期限未到来税額であることが確認できる場合（未納額と納期限未到来額が同額である場合等）は当該証明書を可とします。</u> ※ 「滞納（未納）がないことの証明書」が発行できる自治体（石巻市含む）は、当該証明書でも可とする。 ※ 契約行為等を本社以外の支店、営業所等に委任して申請する場合は、<u>委任先の所在地の都道府県税及市区町村税の証明書を提出すること。</u> 例 本社が東京にあり、仙台支店に委任する場合 国税：東京都所轄税務署、県税：宮城県、市税：仙台市
① 国税	法人：「納税証明書その 3 の 3」 個人：「納税証明書その 3 の 2」 法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税について未納がないことが確認できる税務署長発行の証明書							
② 都道府県税	「都道府県指定様式」 申請日までに納期限が到来した法人事業税（個人の場合は個人事業税）に係る徴収金について未納がないことが確認できる都道府県税事務所長発行の証明書							
③ 市区町村税	「市区町村指定様式」 申請日時点において取得できる最新年度分の法人市区町村民税（個人の場合は市区町村民税及び国民健康保険税）及び固定資産税（固定資産税の該当しない場合は不要）に係る市区町村長発行の証明書 ※ <u>最新年度分の証明書に未納額が記載されている場合でも、未納額の全額が納期限未到来税額であることが確認できる場合（未納額と納期限未到来額が同額である場合等）は当該証明書を可とします。</u> ※ 「滞納（未納）がないことの証明書」が発行できる自治体（石巻市含む）は、当該証明書でも可とする。 ※ 契約行為等を本社以外の支店、営業所等に委任して申請する場合は、<u>委任先の所在地の都道府県税及市区町村税の証明書を提出すること。</u> 例 本社が東京にあり、仙台支店に委任する場合 国税：東京都所轄税務署、県税：宮城県、市税：仙台市							

No.	提出書類	説明等
11	退職給付の状況調書（様式4）	・市指定様式
12	・建設業退職金共済組合加入証明書の写し（経営事項審査用でも可） ・中小企業退職金共済事業団加入証明書の写し	・発行組合等が定める様式で直近の決算日以降の証明日のものに限る。 ※ 建設業退職金共済組合と中小企業退職金共済事業団の両方に加入している場合は、それぞれの加入証明書の写しを添付すること。 ※「建設業退職金共済契約者証」の写しは不可。
13	経営事項審査申請書の技術職員名簿（別紙二）の写し	・A4判に縮小すること。
14	工事経歴書（2か年分）（様式5）	・建設業許可の申請時又は事業年度終了時に提出する工事経歴書（様式第二号）の写しで代替することができる。
15	事業協同組合等構成員名簿（様式6）	・中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）により設立された事業協同組合、企業組合及び協業組合に該当する場合のみ提出すること。
16	受領書（様式7） ※ 窓口提出する場合のみ	・市指定様式 ・申請書等を窓口提出する場合において、作成、印刷の上、 <u>必ず持参すること。</u>
17	提出書類チェック表	・別添1（申請者が記載）
18	返信用封筒 （競争入札参加資格承認・不承認通知書を送付する際の封筒に使用のため）	・長3封筒に110円切手を貼り、 返信先の住所及び宛名（御中、様等まで）を記載 すること。
19	フラットファイル	・A4判縦型のフラットファイル水色（青色）とすること。 ※ 表紙及び背表紙に商号又は名称を記載すること。 ※ エコロジー商品を用い、とじ具は樹脂製又はポリスチレン製のものを使用すること。

※ 以下No. 20、No. 21は、石巻市内の本社又は支店、営業所等で入札参加資格登録を希望する者のみ提出すること。

20

技術者資格調書（様式8）		・市指定様式 ・以下の【区分表】に基づき、登録を希望する業種が含まれる格付工種ごとそれぞれ作成すること。 <u>ただし、「土木」と「舗装」については、格付けの必要資格が同様のため、同一の技術者資格調書でも可とする。</u>					
【 区分表 】							
格付工種	土木一式工事	舗装工事	造園工事	建築一式工事	電気工事	管工事	解体工事
登録業種(略号)	土・と・石・鋼・しゅ・井	舗	園	建・大・左・屋・タ・鋼・筋・板・ガ・塗・防・内・具	電・絶・通	管・機・水・消・清	解
※ 登録業種とは、建設業法別表第一に掲げる業種であり、本市の入札参加業種として登録を希望する業種のことを言う。							
例 「土」、「塗」、「水」で登録 → 【土木】、【建築】、【管】の技術者資格調書をそれぞれ作成する。							

21	技術者資格調書に係る添付書類 (以下の①・②すべて) ①各資格証の写し又は各資格等の合格を証するものの写し ②技術者資格調書に記載の技術者に係る以下の書類のうち、<u>いずれかの1通</u>(記載の技術者全員分を添付) - 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し - 賃金台帳等の写し(直近1年間分) - 健康保険被保険者証(所属業者の記載のあるもの)の写し - 資格確認証(所属業者の記載のあるもの)の写し	①例：1級施工管理技士の場合 当該技術検定合格証明書又は認定通知書の写し ※ 合格通知書については、合格証明書が届いていない場合のみ提出すること。 ※ 監理技術者資格者証の写しは添付不要 ②資格証等の写し及び雇用関係の確認できる書類については、<u>技術者資格調書の技術者名簿順に綴ること。</u> ※ 「告知要求制限」の規定(令和2年10月1日施行)により、<u>健康保険被保険者証の写しを提出の際は、必ず被保険者証記号・番号にマスキング(復元できない程度)を施すこと。</u> ※マイナ保険証に切替えている場合は、<u>健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、賃金台帳等の写し(直近1年間分)又は資格確認証の写し(所属業者の記載のあるもの)を提出すること。</u>
----	--	--

◎ 提出書類No. 2からNo. 15までの順に、No. 19のフラットファイルに2穴パンチして綴り込み、表紙及び背表紙に商号又は名称を記載してください。

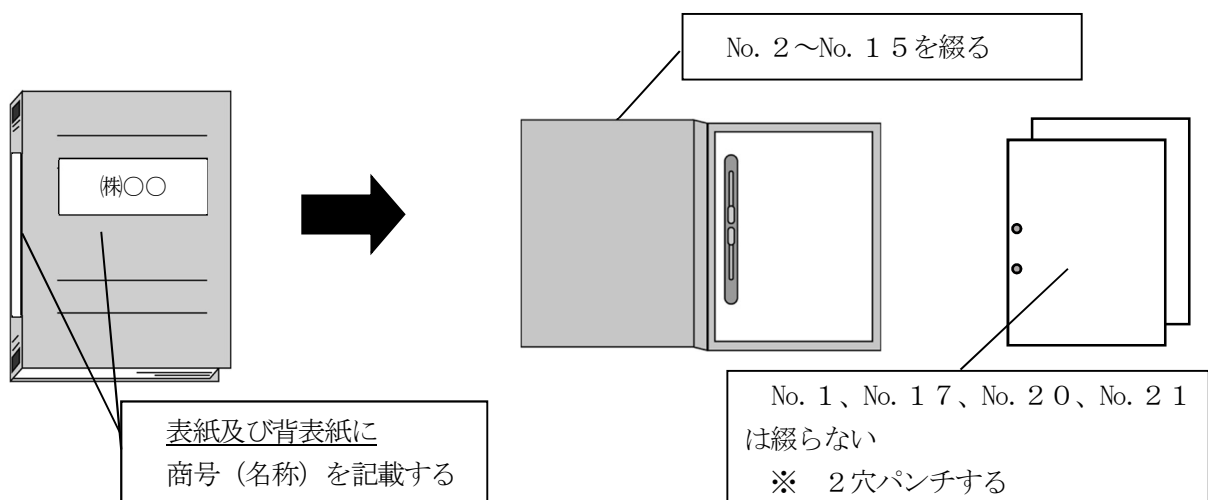
◎ 窓口提出の場合、No. 16は提出する封筒に同封せずに持参してください。

◎ No. 1、No. 17、No. 18、No. 20、No. 21については、ファイルに綴り込まないで提出してください。

なお、No. 1、No. 17、No. 20、No. 21は、ファイルに綴り込めるように、2穴パンチしてください。

また、No. 20、No. 21は、格付工種ごとにひとまとめにして提出してください。

A4判縦型フラットファイル
水色(青色)



令和 8・9・10 年度石巻市建設工事 競争入札参加資格審査申請書類作成に係る注意事項

1 基準日

申請資料の記載事項の基準日は、競争参加資格審査の申請をしようとする日の直前に受けた経営事項審査の審査基準日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とすること。

2 様式 1－1 の作成方法

- (1) 英数字については、半角で記載すること。
- (2) 様式上「※」に該当する項目（斜線部）については、記載しないこと。
- (3) 「01 新規・更新」欄には、該当する申請区分に「○」を記載すること。
「新規」とは、石巻市に対して過去に一度も申請を行っておらず初めて申請をする場合又は過去に何度か申請したことがあっても、現在、石巻市競争入札参加資格承認簿に登録されていない場合をいう。
「更新」とは、現在、石巻市競争入札参加資格承認簿に登録されているが、資格の有効期間が満了するため、継続して登録を申請する場合をいう。
- (4) 「02 受付番号」、「03 業者コード」、「04 法人番号」、「06 適格組合証明」欄は記載不要。
- (5) 「05 建設業許可番号」欄には、許可を受けている建設業の番号（8桁）を総合評価値通知書（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 29 第 1 項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。）から転記すること。
- (6) 「09 商号又は名称」欄には、株式会社等法人の種類を含む正式名称を記載すること。
また、株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いること。
なお、下表の区分に該当しない法人については、略称表記をせずに記載すること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常建設共同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)

種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)

- (7) 「11 代表者氏名」欄について、ミドルネームを持つ申請者については、「姓」欄にラストネーム、「名」欄にファーストネーム及びミドルネームを記載すること。
また、この方法によることができない場合には、全てを「姓」欄に記載すること。
なお、本標準様式におけるその他の氏名欄についても同様に記載すること。
- (8) 「12 本社（店）電話番号」及び「本社（店）FAX番号」並びに「16 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）及び「担当者FAX番号」欄における市外局番等については、（ ）を用いずに、数字のみを記載すること。
- (9) 「13 申請担当者」、「16 担当者電話番号」及び「担当者FAX番号」欄については、本市からの入札参加資格申請についての問い合わせに対応できる担当者の連絡先を記載すること。
- (10) 「14 担当者郵便番号」、「15 担当者住所」欄は記載不要。
- (11) 「17 入札・契約用連絡先メールアドレス」欄については、本市からの入札・契約に関する種々の連絡に対応できるアドレスを必ず記載すること。
- (12) 「18 代理申請時使用欄」は、行政書士が代理申請する場合に使用すること。
なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要。
- (13) 「19 外資状況」欄は、記載不要。
- (14) 「20 営業年数」欄には、申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数（1年未満切り捨て）を記載すること。
なお、申請者が共同企業体の場合は各構成員の平均年数を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び構成員の平均年数（1年未満切り捨て）を記載すること。
また、合併等から経営事項審査の基準日までの期間が5年未満の場合は、「営業年数」欄の右欄に合併等後の年数及び月数を記載すること。
- (15) 「21 常勤職員の人数（人）」欄について、「④総職員数」欄に、基準日の前日において常時雇用している従業員の数に、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載する。
なお、「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ、客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいうので注意すること（休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務していることが必要であり、パートタイム労働者等は含まない。）。
- (16) 「22 設立年月日（和暦）」、「23 みなし大企業」欄は、記載不要。

3 様式 1－2 競争参加資格希望工種表の作成方法

- (1) 「24 建設工事の許可業種等」の「①許可区分」欄については、建設業法第3条第1項第1号に掲げる者に係る同項の許可（一般建設業の許可）を受けている場合には「**般**」と、同項第2号に掲げる者に係る同項の許可（特定建設業の許可）を受けている場合には「**特**」と記載すること。
- (2) 「②競争参加資格希望業種」欄について、参加を希望する業種に「○」を記載すること。
- (3) 「③総合評定値（P）」欄には、総合評定値通知書における「**総合評定値**」を記載すること。
- (4) 「④年間平均完成工事高」欄には、上記許可を受けている業種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記載すること。個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記載すること。

また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高合計金額をそれぞれ記載すること。

なお、「④年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書における「年平均」と同じである。

4 様式 1－3 営業所情報一覧表（建設工事）の作成方法

- (1) **契約行為等を本社以外の支店、営業所等に委任して申請する場合**に記載すること。
- (2) **委任先の支店、営業所等が登録を希望する建設業の許可を受けている必要がある**ので注意すること。
- (3) 営業所名、営業所の代表者、所在地などの記載が委任状（様式3）の内容と相違しないよう注意すること。